

神戸港労働災害防止安全基準

関連作業編

第1 服装、保護帽の着装

- (1) 作業服は長袖を着用し、ボタン・ファスナー等を確実に止め、前開きにしないこと。
- (2) 必ず保護帽を着用し、顎紐をきちんと締めること。
- (3) 規格に適合した安全靴（先端部金具入り）を使用し、脚絆を着用すること。
- (4) ガントリークレーン、ストラドルキャリアー等を使用する作業場における夜間作業時には、作業員等に反対塗料を塗布した保護帽及びジャケット等を着用させること。このことは、その他の作業場についても順次適用すること。

第2 責任者の選任

- (1) 作業場においては、必ず作業責任者を選任すること。
- (2) 作業責任者は本船作業時には必ず舷門表示に氏名を記入し、元請及び関係会社の担当者 と指揮命令系統の確認、作業内容及び進行計画等についての打ち合わせをし、作業者に周知徹底させること。
- (3) 作業責任者は当該作業場に於いて、安全作業遂行に支障を来す恐れのある状況がある場合、作業管理者に対して改善対策を進言、要請をすること。

第3 墜落・転落災害の防止

- (1) 通行困難な通路には通行禁止の掲示、立ち入り禁止のロープを張る等の措置を講ずること。
- (2) ハッチコーミング、ブルワーク上での作業を禁止すること。やむを得ない場合は、安全柵の設置、安全带使用等の措置を講じること。
- (3) 墜落の危険のある中甲板開口部には、必ず手摺等の墜落防止措置を講じること。立ち入り禁止ロープを設置する場合は、開口部から1メートル以上手前とすること。
- (4) 高さ2メートル以上の高所作業には手摺、防網等の墜落防止措置を講じること。これが困難な場合には、取付設備を設けて安全带を使用すること。
- (5) 保護帽は、飛来落下・墜落時保護兼用型を使用すること。なお、現在使用中のものが、前記兼用型でない場合は、新規購入に際して順次取り替えるものとする。
- (6) 夜間作業時には、固定型等の照明装置を設け、作業に必要な照度を確保すること。また、必要に応じてヘッド・ランプ、懐中電灯を使用すること。
- (7) 移動式梯子を使用する場合は、滑り止め措置を講じること。なお、必要な場合は、補助者が支えること。

第4 揚荷装置、クレーン等の災害防止

- (1) 運転するときには、資格証を携帯すること。
- (2) 玉掛け作業には、資格証を携帯すること。
- (3) 合図者は、資格証（揚荷装置運転士免許証、又は玉掛け技能講習修了証）を携帯すること。
- (4) 作業前に所定の点検をすること。（ワイヤー、安全装置のテスト、吊具、設備等）
- (5) 巻上げ、巻下ろしの際、荷筋、荷振れの荷の下からの退避を確実にすること。
- (6) 急激な巻上げ、巻下ろしをしないこと。
- (7) オーバー・ロード（過荷重）をしないこと。
- (8) カーゴ・ワイヤーが乱巻にならないように注意すること。
- (9) 適正な吊り角度を保持すること。
- (10) 荷を吊ったまま運転台を離れないこと。
- (11) 揚荷装置運転中は、安全が確保されている昇降の場所、設備以外での船倉への昇降をしないこと。

第5 チェンソーの災害防止

- (1) 定期的に点検整備し、常に最良の状態に保つようにすること。
- (2) 操作時間は一日につき、二時間以内とすること。
- (3) 連続運転時間は、10分以内とすること。
- (4) 作業位置を移動する時は、一旦運転を止めること。
- (5) 危険有害物の固定作業については、その周辺では絶対に使用しないこと。

- (6) 不安定な姿勢になったり、高所作業や身体がきかない狭い場所では、使用しないこと。(手鋸を使用すること。)
- (7) 始動の際は、足でしっかりと固定して行うこと、いわゆる“立掛け”はしないこと。
- (8) 閉め切った船倉内では、十分な換気がなされるまで使用しないこと。
- (9) 使用燃料の安全な保管に留意し、使用しないチェーンソーは、必ず格納箱に入れて所定の場所に置き、消火器を備え付けておくこと。

第6 フォークリフト等の災害防止

- ※ 沿岸荷役作業の安全基準を適用する。

第7 ストラドルキャリアの災害防止

- ※ 沿岸荷役作業の安全基準を適用する。

第8 作業場の整理整頓

- ※ 船内及び沿岸荷役作業の安全基準に準じる。

第9 工具の整備

- (1) 作業に使用する工具は、事前に点検整備されたものを使用すること。
- (2) 作業場では、工具、材料、燃料等を整理整頓して安全に管理し、かつ、他の作業や通行の妨げにならないように留意すること。

第10 共同及び混在作業

- (1) 船内、沿岸荷役等との同一作業場で同時に共同、混在作業を行う場合には、全体の安全基準に従い、連携に注意すること。
- (2) 吊荷下の退避を常に留意して作業すること。
- (3) 同時にフォークリフト作業が行われている場合は、ハッチ責任者、運転者に所在を知らせておくこと。

第11 その他

- (1) コンテナターミナル等のプライベートターミナルでの作業時には、当該ターミナルの安全基準を順守すること。
- (2) 作業場への通行時には、指定通行経路を厳守し、みだりに他の作業場に入らないこと。
- (3) 元請、関係業者の合同安全会議に積極的に参加し、全体の安全対策を十分に理解し、必要であれば関連作業としての安全対策を提言すること。
- (4) 作業場では火気に注意し、指定場所以外で喫煙してはならない。

第12 指差呼称の励行

- (1) 作業前。作業中、作業終了後には、可能な限り指差呼称を行うこと。